

平成 19 年 11 月 16 日（金）

## 市民参加条例の策定にあたって

特定非営利活動法人 市民フォーラム 21・NPOセンター  
事務局長 藤岡 喜美子

### 1. 市民参加条例の位置づけ

自治体全体を動かしていくときにどのような構図に位置づけられるのか考える  
市民参加条例は自治システムの重要な構成要素である

### 2. 市民参加の制度化において留意すべきこと

行政の決定の手順の透明化

市民意見と行政の決定

市民意見を行政決定に反映する

行政決定の最終責任は首長にある

市民参加制度は市民意見の特権化ではない。意見を行政が真摯に受け止め、行政の主体性と責任によって施策に反映する制度である。

### 3. 策定にあたって留意すべきこと

個別の施策などを論じるのではなく、市民参加について論じる。

条例はその時々時代に育てられるべき条例である

盛り込むべき事項の見直しについて

### 4. 市民参加条例の類型

類型		
参加理念表明型	参加手続き保障型	
単独理念型	手法包括型	手法単独型・限定型
	行政活動全般型	特定対象型
総合型	情報評価複合型	参加手続き単独型

#### 単独理念型と総合型

単独理念型

箕面市市民参加条例

（まちづくりに関する理念条例が別途定めてある）

宝塚市市民参加条例（まちづくり基本条例とペア）

総合型                    二セコ町まちづくり基本条例

手法包括型と手法単独型

手法包括型                石狩市行政活動への市民参加の推進に関する条例  
旭川市市民参加推進条例  
西東京市市民参加条例  
鹿児島市の市民参加を推進する条例  
和光市市民参加条例

手法単独型・限定型      横須賀市市民パブリックコメント手続き条例

行政活動全般型と特定対象型

行政活動全般型          石狩市条例

特定対象型                志木市公共事業市民選択権保有条例

情報公開評価複合型と参加手続き単独型

< 石狩市条例の特徴 >

- ・ 行政活動大半にわたる
- ・ 市民活動手続きが詳細に規定
- ・ 市民参加手続きを採用することが出来なかった場合にその理由を明記する必要性を規定

5 . 市民参加条例の論点

名称

前文

目的

定義

基本理念・基本原則

行政首長の責務

市民の責務

市民参加の対象

市民参加の時期

市民参加の方法

提出された意見の取り扱い

市民参加の実施状況の公表

条例制度の見直し

## 6. 理念原則条例と総合メニュー条例の条文の比較

市民参加制度調査審議会（28条～34条）	
市民参加手続き以外の参加（26・27条）	
その他の市民参加手続き（24・25条）	
公聴会（20条～23条）	
パブリックコメント手続など（16条～19条）	委任（9条）
審議会（11条～15条）	市民投票の実施（8条）
市民参加手続き（5条～11条）	審議会の公開・参加（6・7条）
	市長及び市民の責務（4条）
基本原則・制度の改善（3条）	基本理念（3条）
定義（2条）	定義（2条）
目的（1条）	目的（1条）
石狩市条例	箕面市条例

理念型は当然ながら条文数は少なくなる。

## 7. 市民参加の方法（他の自治体の条例より）

### 和光市

市民施策提案手続き  
パブリックコメント  
公聴会手続き  
審議会手続き

### 鹿児島市

パブリックコメント  
審議会への討議  
意見交換会の開催  
ワークショップ方式

### 石狩市

公聴会

### 西東京市

市民説明会

### 鹿児島市

意見交換会、ワークショップ

## 市民参加の方法

審議会などへの参加

意向の把握

市民意見提出手続き・パブリックコメント手続き

住民投票

公聴会など

説明会、ワークショップ

市民意見の積極的な把握

継続的な意識調査

市民と市職員との対話の機会